

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月11日現在

機関番号：30103

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2010～2012

課題番号：22830075

研究課題名（和文） 排他条件付取引の反競争性に関する経済分析

研究課題名（英文） Economic Analysis of Anticompetitiveness of Exclusive Dealing

研究代表者

北村 紘 (Hiroshi Kitamura)

札幌学院大学・経済学部・准教授

研究者番号：30582415

研究成果の概要（和文）：排他条件付取引は、企業が取引相手に対して、他の企業と取引をしないように取り決めを行うことを指す。本研究では、効率的な企業の参入を阻止する反競争的な目的で排他条件付取引が実現する市場環境について理論的及び実験的手法を用いて分析を行った。理論研究では、既存企業が大きな投資事業を抱えているような場合や直営店を設置できる可能性がある場合においては効率的な企業の参入が阻止される可能性があることが明らかになった。また、実験研究では、参入企業が存在しない既存研究の実験において、既存企業役の被験者が確実に参入阻止することを目的とした契約提示をしない可能性があることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：In this study, we explore the market environment where rational economic agents engage in exclusive dealing to deter efficient entry. We show that anticompetitive exclusive dealing arises when the incumbent faces large investment projects or when the incumbent can control the level of downstream competition by using direct retailers.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,140,000	342,000	1,482,000
2011年度	1,040,000	312,000	1,352,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,180,000	654,000	2,834,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学、応用経済学

キーワード：排他条件付取引、参入阻止、競争政策

1. 研究開始当初の背景

(1) 排他条件付取引は、上流部門もしくは下流部門の企業が垂直的取引において他の競合他社と取引を行わないよう、契約を行うことを指す。こうした取引の代表例は専売店制である。

(2) 排他条件付取引は図1を例に考えると、川上市場の競争を制限し、効率的な企業の参入を阻止する効果を持つ。実際に、アメリカの司法の場では、こうした取引は違法であると見なされてきた。このような見解に対して、1970年代にシカゴ学派が異議を唱えた。

彼らは、川下企業が取引に応じる誘因を持つかどうかを考慮に入れると効率的な企業の参入を阻止する目的で排他条件付取引が成立することはないと主張した。こうしたシカゴ学派の主張に対して反論する理論モデルは構築されなかったため、シカゴ学派の主張は排他条件付取引を違法と見なさなくてもいいのではないかという見方がされるようになった。

(3) 1990年代以降、シカゴ学派のモデル分析では注目していない市場要素（規模の経済・川下企業間の競争）に注目したモデル分析が行われた。こうした分析により、特定の市場環境において、効率的な企業の参入を阻止する反競争的な理由で排他条件付取引が実現することが指摘されてきた。

(4) しかし、現実の競争政策への適用を考えると、どのような市場要素が反競争的な排他条件付取引の実現に影響を与えるかを明らかにしていくことが必要である。

排他条件付取引イメージ

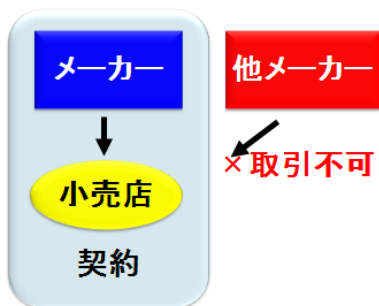


図 1

2. 研究の目的

本研究の目的は、反競争性のある排他条件付取引に影響を与えそうな市場要素を探し出し、理論的に分析することである。さらに、理論分析で得られた結果の現実妥当性を、事例調査・経済実験などの手法を用いながら確認し、競争政策に貢献すること最終的な目的とする。

本研究で注目した市場要素は、以下の通りである。

(1)資金制約の有無（従来の研究では、既存企業が契約に失敗し、赤字が発生したとしても市場に留まると仮定し、資金制約を考慮に入れず分析を行ってきた。しかし、内部資金が豊富でない企業では、資金制約は問題となるケースが存在しうると考えられる。本研究では、資金制約の存在が排他条

件付取引の実現可能性にどのように影響を与えるのかを分析する。)

(2)直営店の役割（既存研究では、排他条件付取引を実現するための既存企業の行動に注目がなされていなかった。しかし、既存企業は直営店の設置を行うことによって交渉を有意に進めようとする可能性がある。本研究では、直営店の設置可能性が排他条件付取引の実現可能性にどのような影響を与えるのかを分析する。)

(3)関係特殊的投資との関連（これまでの研究によって、関係特殊的投資を考慮に入れると排他条件付取引は効率的であるということが明らかにされている。しかし、これらの研究は、効率的参入企業が存在しない一時点における分析に留まっている。本研究で注目したのは、関係特殊的投資には、将来的に効率的企業との取引可能性を低下させるデメリットが存在するという点である。本研究では、この点に注目し分析を行う。)

3. 研究の方法

以下の方法で研究を行った。

(1)排他条件付取引の事例に関する調査を行った。

(2)事例調査で得られた内容に基づき排他条件付取引のモデルを構築し、理論分析を行った。

(3)排他条件付取引の研究として 2000 年代後半に登場した排他条件付取引の実験分析を行った。

本研究の特徴

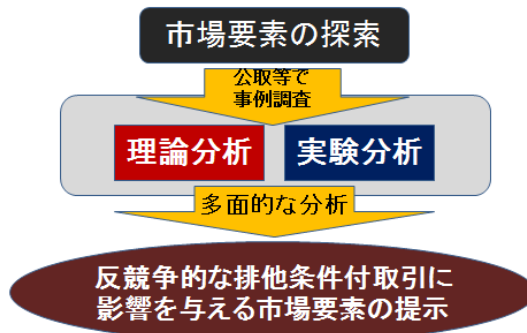


図 2

4. 研究成果

(1)理論分析の主要な結果は、以下の通りである。

①Kitamura (2011) では、資金制約の存在が反

競争的な排他条件付取引契約の実現にどのような影響を与えるのかについて分析をしている。内部資金に乏しい企業や大きな投資を抱えた企業は資金制約に直面しやすい。本研究では、まず既存企業が資金制約に直面している時に契約に参加しない川下企業が現れると既存企業は川上市場に留まり続けることが不可能になることを示した。そして、既存企業が川上市場に留まれない場合、川下企業が契約から逸脱した時の利潤が低下する。このため、資金制約が存在すると反競争的な目的の排他条件付取引が実現する可能性が高まることを示した（図3が資金制約の存在しない先行研究の結果であり、図4が資金制約が存在する時の結果である）。この結果より、反競争的な排他条件付取引は、内部資金に乏しい企業や大きな投資を抱えた企業の方が実現しやすいと言える。よって、排他条件付取引が競争制限的であるかどうかを判断するには、川上企業の内部資金の保有量や大きな投資の有無に注目すべきであるという政策的含意が得られる。

Abito and Wright (2008)の結果

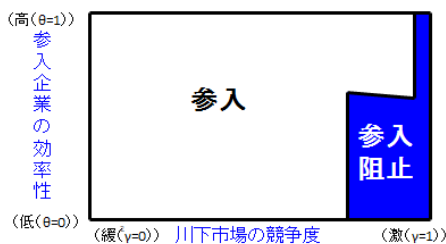


図3

Kitamura (2011)の結果



図4

②Arai, Kitamura, and Sato (2011)では、排他条件付取引契約の交渉において、既存企業

が直営店を設置できる状況を理論的に分析した。分析の結果、反競争的な排他条件付取引契約の交渉においては、直営店の設置は信頼できる脅しとなり、川下市場で競争が全くない状況であっても、反競争的な排他条件付取引に企業が従事する可能性があることを示した。この研究より、排他条件付取引が競争制限的かどうかを検証する際には、見た目の川下市場の競争状況のみに注目してはいけないという政策的含意が得られた。

③Kitamura, Miyaoka, and Sato (2011)では、関係特殊的投資を利用した効率的企業の参入阻止の反競争性を分析している。本研究では、関係特殊的投資は垂直関係の効率性を高めるが、一旦投資を実行すると川下企業が取引相手を簡単に変更できず事後的なフレキシビリティを失ってしまう点に注目して分析を行った。分析の結果、関係特殊的投資を利用し、既存企業が効率的企業の参入を阻止できる可能性があるが、その反競争性は投資の効率性や特殊性に依存することが明らかになった。

(2) 実験研究の主要な結果は以下の通りである。

(1) 河内、北村、中村、田村(2011)では、Landeo and Spier (2009 American Economic Review)の実験を再現し、既存企業役の提示に注目して実験分析を行った。分析の結果、既存企業役の被験者が、参入阻止を確実にできる提示をせず、川下企業間の協調の失敗を故意に狙った契約内容の提示が行われていることが明らかになった。

(2) この結果の原因としては、Landeo and Spier (2009)の実験では、参入企業役の被験者が存在しないことが原因ではないかと予想された。そこで、追加分析として参入企業役の被験者が存在する実験を実施した。分析の結果、川下企業間の協調の失敗を故意に狙った契約が提示される頻度が低下し、必ず参入阻止ができる契約の提示頻度が増加することが確認できた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 北村紘、Exclusive Contracts under Financial Constraints、The B.E. Journal of Economic Analysis & Policy、査読有、Issue 1、2011、1-29
- ② 河内美智子、北村紘、中村永友、田村彌、

排他条件付取引の実験分析—契約内容を差別化不可能な場合—、査読無、31号、2011、25-35

〔学会発表〕（計2件）

- ① ○北村紘、佐藤美里、宮岡暁、
Relationship-Specific Investment as A Barrier to Entry、2011 Institution and Economics International Conference、2011年8月18日、福岡コンベンションセンター
- ② ○北村紘、佐藤美里、
Relationship-Specific Investment as A Barrier to Entry、日本経済学会、2010年9月18日、関西学院大学

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.geocities.jp/hiro4kitamura/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

北村 紘 (Hiroshi Kitamura)
札幌学院大学経済学部准教授
研究者番号：30582415